

小樽市屋外広告物条例の一部改正について（原案の概要）

1 改正の趣旨

近年、適切に管理されていない広告物が各地で見受けられ、そのような広告物が落下する事故が相次いで発生しており、今後も適切に管理されていない老朽化した広告物による事故の発生が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、国土交通省は、「屋外広告物条例ガイドライン」の一部を、屋外広告物の安全管理を強化する内容に改正しております。

本市においても、公衆への危害を防止するため、市内の屋外広告物について規制を行っているところですが、今後も屋外広告物の安全性を徹底し事故等を未然に防止する必要があるため、同ガイドラインの一部改正を踏まえ、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者等（以下「行為者等」という。）に対し、新たに点検義務を課すとともに、有資格者による点検や点検結果の報告を求める規定を追加する小樽市屋外広告物条例の改正を行う予定です。

2 主な改正点

(1) 点検義務の明確化

行為者等は、広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検しなければならない。

- 点検する項目：上部構造全体の傾斜ぐらつき等
- 点検を要しない広告物
 - ・簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、電柱広告物、アドバルーン広告物、
広告幕 広告網、のぼり 旗）
 - ・移動広告物（広告車）

(2) 有資格者による点検

一定規模の広告物又は掲出物件については、屋外広告士などの有資格者による点検を義務付ける。

- 有資格者による点検を要する広告物又は掲出物件
 - 表示面積が10㎡を超える固定広告物（壁面広告物については、壁面に取り付けられたもの及び壁面から突き出して装置されたものに限る。）
- 有資格者の種類
 - ・屋外広告士
 - ・1級広告美術仕上げ技能士
 - ・1・2級建築士で屋外広告物講習会修了者
 - ・ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会修了者
 - ・第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者
 - ・点検技能講習修了者で屋外広告物講習会修了者

(3) 点検結果の報告

許可を受けて広告物の表示又は掲出物件の設置を行う者が、継続許可の申請を行う場合には、許可の申請に併せて、(1)の点検結果を市長に報告しなければならない。

3 施行期日

平成31年8月1日からの施行を予定しています。

4 今後のスケジュール等

平成31年3月27日 パブリックコメント実施（同年4月25日まで）

平成31年第2回小樽市議会定例会へ条例案を提案予定